

< 統 計 資 料 >

令和 2 年 9 月 1 日

令和 2 年 8 月の型式試験等状況

1 型式試験実施状況

(1) 概況

遊技機種別	受理件数	結果書交付	適 合	不 適 合	みなし不適合
ば ち ん こ	8 3	7 5	2 8	4 7	0
回 胴	8 5	8 4	1 4	7 0	0
アレンジボール	0	0	0	0	0
じ や ん 球	0	0	0	0	0

(2) 不適合事例

ア ばちんこ

審査区分	不適合事項	理 由
設計書等審査	別表第 3 (3)ヌ	主基板のロムのデータ領域に「0」以外の未使用のデータが存在していた。
	別表第 4 (1)リ(イ)	遊技盤上のガラス板等に切断による境界が存在し遊技盤が歪んで見え、凹凸と解される構造であることから、遊技の公正を害する調整を行うことができる性能を有していた。
		大入賞口の開放が終了してから、最終小当り演出時間の計測が終了するまでの時間が、大入賞口が最大入賞数に達した場合と達しなかった場合で異なる性能を有していた。
	別表第 4 (2)チ(イ)	遊技盤上にガラス板等がある部分とない部分があり、一律に遊技盤を見通せる構造となっていないことから、遊技盤の見通しを妨げていると解される構造であった。
別表第 4 (2)チ(ハ)	遊技盤上のガラス板等に切断による境界が存在し遊技盤が歪んで見え、凹凸と解される構造であった。	
遊技機の試験	別表第 4 (1)ロ(ハ)	試射試験の結果、1 時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第 4 (1)ロ(ニ)	試射試験の結果、1 時間出玉率が規則で定める値に満たなかった。
	別表第 4 (1)ロ(ホ)	試射試験の結果、4 時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第 4 (1)ロ(ヘ)	試射試験の結果、1 0 時間出玉率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、1 0 時間出玉率が規則で定める値に満たなかった。
	別表第 4 (1)ヘ(ヘ)	試射試験の結果、役物比率が規則で定める値を超えた。
別表第 4 (1)リ(ロ)	試射試験の結果、連続役物比率が規則で定める値を超えた。	
別表第 4 (1)ヘ(ヘ)	大入賞口が、おおむね 1 0 個を超えて入賞する性能を有していた。	
別表第 4 (1)リ(ロ)	試射試験の結果、普通電動役物に係る入賞口の開放等の時間が入賞が容易となるように変動している間の出玉率が 1 を超えた。	

イ 回 胴

審査区分	不適合事項	理 由
対比照合審査	不一致	基板ケースに封印シールが貼られていないため申請書添付書類と異なっていた。(5 台中 1 台)
		試験用遊技機の部品が、申請書添付書類と異なっていた。(5 台中 3 台)
設計書等審査	書類不備 (遊技機の試験においても不適合あり)	遊技機設計値算定書の設計値に不備があり、申請者が記載しようとした事項が容易に推測できるものでなかった。

	別表第3 (1)ニ(ホ)	客が入賞等を得られる停止順の指示に係る情報を、主基板が制御しているランプ等により客に報知しないにもかかわらず、外部端子板から遊技機外へ送信する性能を有していた。
	別表第5 (1)ト(ハ)	第二種特別役物に係る役物連続作動装置が設けられているが、第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動中に獲得できる遊技メダルが225枚を超える性能を有していた。
	別表第5 (1)ヌ(イ)	第一種特別役物が作動すると、規定数が変動するとともに、入賞に係る条件装置の作動確率が下がる性能を有していた。
		第一種特別役物に係る役物連続作動装置が作動すると、非作動時に比べて入賞に係る条件装置の内部抽せん確率の合算値が下がる性能を有していた。
第一種特別役物が作動すると、規定数が変動するとともに、入賞に係る図柄の組合せに対する遊技メダルの獲得数が減少する性能を有していた。		
遊技機の試験	別表第5 (1)ロ(へ)	シミュレーション試験の結果、400回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第5 (1)ロ(チ)	シミュレーション試験の結果、1,600回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第5 (1)ロ(ヌ)	シミュレーション試験の結果、6,000回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第5 (1)ロ(ヲ)	シミュレーション試験の結果、17,500回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第5 (1)ロ(カ)	シミュレーション試験の結果、連続役物比率が規則で定める値を超えた。
	別表第5 (1)ロ(ホ)	試射試験の結果、400回出玉率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、400回出玉率が規則で定める値に満たなかった。
	別表第5 (1)ロ(ト)	試射試験の結果、1,600回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第5 (1)ロ(リ)	試射試験の結果、6,000回出玉率が規則で定める値を超えた。
試射試験の結果、6,000回出玉率が規則で定める値に満たなかった。		
別表第5 (1)ロ(ル)	試射試験の結果、17,500回出玉率が規則で定める値を超えた。	
	試射試験の結果、17,500回出玉率が規則で定める値に満たなかった。	

## 2 型式試験受理等状況

### (1) 概況

遊技機種別	受理件数	持帰り件数	取消件数
ぱちんこ	83	0	1
回 胴	85	0	0
アレンジボール	0	0	0
じゃん球	0	0	0

### (2) 取消事例

#### ア ぱちんこ

(ア) 遊技機に不具合が発覚した。

#### イ 回胴

該当なし

## 型式試験実施状況・申請書受理状況(令和 2年)

### 1 型式試験実施状況

区分		月別												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
ぱちんこ	受理件数	74	74	79	63	16	90	87	83					566
	結果書交付	56	61	81	74	27	61	69	75					504
	適合	23	24	21	21	7	20	24	28					168
	不適合	33	37	60	53	20	41	45	47					336
	みなし不適合	0	0	0	0	0	0	0	0					0
回胴	受理件数	80	75	79	63	16	94	87	85					579
	結果書交付	75	75	62	62	27	74	65	84					524
	適合	20	19	14	13	10	16	11	14					117
	不適合	55	56	47	49	17	58	54	70					406
	みなし不適合	0	0	1	0	0	0	0	0					1
アレンジボール	受理件数	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	結果書交付	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	適合	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	みなし不適合	0	0	0	0	0	0	0	0					0
じゃん球	受理件数	0	0	0	0	0	0	1	0					1
	結果書交付	0	1	0	0	0	0	0	0					1
	適合	0	1	0	0	0	0	0	0					1
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	みなし不適合	0	0	0	0	0	0	0	0					0

### 2 申請書受理状況

区分		月別												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
ぱちんこ	受理件数	74	74	79	63	16	90	87	83					566
	持帰り件数	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	取消件数	5	3	3	0	0	0	1	1					13
回胴	受理件数	80	75	79	63	16	94	87	85					579
	持帰り件数	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	取消件数	0	0	1	0	0	0	2	0					3
アレンジボール	受理件数	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	持帰り件数	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	取消件数	0	0	0	0	0	0	0	0					0
じゃん球	受理件数	0	0	0	0	0	0	1	0					1
	持帰り件数	0	0	0	0	0	0	0	0					0
	取消件数	0	0	0	0	0	0	0	0					0

(注1) 持帰り件数とは、申請書受理時の確認で書類の不備、試験用の遊技機の不具合などがあり、申請手続きを中止して持ち帰った件数を示す。

(注2) 取消件数とは、申請日時の予約を受け付けた後、申請日の前日又は当日に予約が取り消された件数を示す。